

十二月定例会議決結果

十二月定例会では、「五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正」「南和広域連合規約の変更」「五條市教育委員会委員の任命（二件）」「五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正」及び「吉野晴夫五條市長に対する不信任決議」の六議案を否決とした。

汲取料の改正案を否決

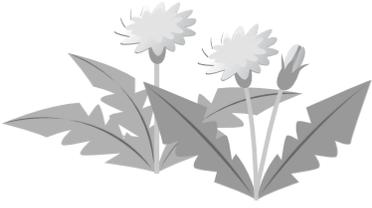
旧五條市地域のし尿の汲み取りの際に、現在、市民の皆さんには十八リットル当たり百円（内訳 汲取料八十四円・処理料十六円）の負担をしていたが、この改正案は百三十円に値上げしようとするもので、地域経済が疲弊しているこの時期に提出された値上げ案であることから、賛成・反対の討論があり、採決した結果、賛成二・反対十七・欠席一で否決とした。

教育委員の任命を否決

七度目の同議案であるが、議会は、前回同様、「市議会だより」三十五号に掲載した理由により否決した。今回、市長からは三人の教育委員の任命が提出されており、うち一人は同意した。市長は、閉会あいさつの中で「この人以上に立派な方はいない」と発言しており、二人の同意に関しては、今後歩み寄り、期待できない状態である。なお、否決された二人についての採決結果は、賛成二・反対十六・退席一・欠席一であった。

南和広域連合事務所の移転案を否決

現在、吉野町に置かれている南和広域連合事務所を、吉野市長が連合長に就任したのを機会に、五條市内のハローワーク跡地に移転しようとするもので、移転には経費を要することから、賛成・反対の討論があり、採決した結果、賛成二・反対十七・欠席一で否決とした。



付託議案の審査（委員長報告）

委員会では、本会議で付託された議案を審査します。審査の経過と結果を委員長が本会議で報告し、議員全員で可否を決定します。

総務文教常任委員会

- ◎ 継続審査の職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正は、賛成多数で可決すべきものと決定した。
- ◎ 五條市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定は、伝統的建造物群保存地区制度を新町地区に導入するたためのもので、賛成多数により可決すべきものと決定した。
- ◎ 南和広域連合規約の変更は、事務所の位置を五條市新町三丁目三番一号に改めようとするもので、全員一致をもって否決すべきものと決定した。
- ◎ 一般会計補正予算(第二号)は、全員一致をもって可決すべきものと決定した。
- ◎ 学校設置条例の一部改正は、白銀北幼稚園及び賀名生幼稚園を廃止し、新たに西吉野幼稚園を設置するもので、全員一致をもって可決すべきものと決定した。

厚生常任委員会

- ◎ 市立保育所条例の一部改正及び簡易水道特別会計補正予算(第一号)については、

全員一致をもって可決すべきものと決定した。

- ◎ 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、し尿処理手数料を十八リットルにつき汲取料八十四円と処理料十六円を汲取料百三十円に値上げするもので、慎重審査を経て採決を行い、賛成少数により否決すべきものと決定したが、一名の委員は態度を保留した。

建設経済常任委員会

- ◎ 市道路線の認定及び変更並びに下水道事業特別会計補正予算(第一号)については、全員一致をもって可決すべきものと決定した。
- ◎ 西吉野交流促進センター(愛称こんぴら館)条例の一部改正については、指定管理者制度を導入するためのもので、制度導入にあたっては地元優先とするべきことや生産者や利用者の視点に立った日程等を検討すべきとの意見があり、全員一致をもって可決すべきものと決定した。

議員提案

市長の給料三〇パーセント減額を可決

現在、五條市には約五百億の借金があり、大変厳しい財政運営を強いられている。市においては、様々な取組がなされているが、五條市の財政はますます苦しくなる一方で、今後、財政健全化に向けて市民の皆さまにも更なるご理解とご協力を求めていくことになる。その中で、トップリーダーという立場にある市長は、市民の皆さまに痛みを強いるときには、当然のことながら、自らもまず血を流し、行政改革に取り組む姿勢を示さなければならぬ。また、市長は平成十九年四月に、五條市の「財政改革」を公約に掲げ当選された。同時に「市長の給料の三〇パーセントから五〇パーセントの削減」を市民に公約されている。市長の給料の削減に関しては、平成十九年六月議会で一度は五パーセントの減額を提案されたが、「率が低すぎる」ということで否決となり、その後、平成十九年十二月議会で市長は「今後、行政改革の具体的な取組として、集中改革プランに基づき、今後の財政状況を見ながらと考えており、平成二十年三月議会に提案したいと考えている。」という答弁をしている。しかしながら、一年経った今日においても、市長の給料の減額について、吉野市長からは何の提案もないことから、市長の給料三〇パーセント減額を即刻実行するべきであるとして、十二月十五日議員提案をし、翌十六日に可決された。(期間：平成二十一年一月一日から平成二十三年四月二十一日まで)

市長提案

議員の報酬二〇パーセント減額を否決

五條市議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例が、十二月十六日、市長から提出された。(期間：平成二十一年一月一日から平成二十三年四月二十一日まで)

〈反対した理由〉

平成十八年十二月に、議員の「定数等検討特別委員会」を設置し、五條市の財政改革のため、議員の定数及び報酬等について検討した結果、平成二十一年十月一日以降の選挙から、議員の定数を現在の二十一一人から六人減らし、十五人とし、四年間で約二億二千四百万円、率にして約三〇パーセントの削減を決定している。